

# 香川県報



第 77 号

平成 15 年

9月30日(火曜日)

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第九十三号

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和三十二年香川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第三備考第一項第一号中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法」、「海技法」を「海技士法」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第九十四号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表三小豆総合事務所（健康福祉課）身体障害者福祉法関係事務の項中

「法…身体障害者福祉法」を「法…身体障害者福祉法」に改める。

「法…身体障害者福祉法」を「法…身体障害者福祉法」に改める。

「法…身体障害者福祉法」を「法…身体障害者福祉法」に改める。

「法…身体障害者福祉法」を「法…身体障害者福祉法」に改める。

を「10条1項・3項」に改め、同項同備考第二号中「所在地変更」を「氏名又は所在地の変更」に改める。

## 規 則

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (行政企画課) 一
- 香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則 ( ) 二
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 二

告示 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 三

道路の区域変更及び供用開始 (道路保全課) 五

公 告 土地改良事業の認可 (土地改良課) 六

公安委員会規則

●道路交通法施行細則の一部を改正する規則

選挙管理委員会告示

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙（高松市選挙区）における

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表

企業管理規程

●香川県水道局財務規程の一部を改正する規程

## 規 則

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日

規」に「4条」を「9条2項・4項・6項」に改め、同項を同項回欄第三号に「同項回欄第一号の次に次の一号を加えぬ。」

2 身体障害者手帳の返還を受けること。(法16条1項、省7条2項、8条2項) |

別表三保健福祉事務所(健康福祉課)身体障害者福祉法関係事務の項中

「法...身体障  
社法  
政...身体障  
社法施

「法...身体障害者福  
祉法  
政...身体障害者福  
祉法施行令  
省...身体障害者福  
祉法施行規則

に改め、同項所長等専決事項の欄第三号に「5条」

省...身体障害者福  
祉法施行令  
省...身体障害者福  
祉法施行規則

に「10条1項・3項」に改め、同項回欄第一号に「居住地変更」を「氏名又は居住地の変更」に「4条」を「9条2項・4項・6項」に改め、同項を同項回欄第三号に「同項回欄第一号の次に次の一号を加えぬ。」

2 身体障害者手帳の返還を受けること。(法16条1項、省7条2項、8条2項) |

別表三中福祉事務所身体障害者福祉法関係事務の項中

「法...身体障害者福  
祉法  
政...身体障害者福  
祉法施行令

に改め、同項所長等専決事項の欄第一号に「2」の次に「及び3」

法...身体障害者福  
祉法  
政...身体障害者福  
祉法施行令  
省...身体障害者福  
祉法施行規則

を加え、 「5条」を「10条1項・3項」に改め、同項回欄第一号に「居住地変更」を「氏名又は居住地の変更」に「4条」を「9条2項・4項・6項」に改め、同項を同項回欄第三号に「同項回欄第一号の次に次の一号を加えぬ。」

2 身体障害者手帳の返還を受けること。(法16条1項、省7条2項、8条2項) |

別表三身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所身体障害者福祉法関係事務の項所長等専決事項の欄第一号に「処分」を「処分」に改めた。又、別表三農業協同組合肥料取締法関係事務の項所長等専決事項の欄第一号に「受けた」を「受けていた」に「15条」を「15条1項」に改め、同項回欄第四号に「29条」を「29条1項・3項」に改め、同項回欄第五号に「30条1項」の次に「3項」を加え、同項回欄第六号に「肥料生産業者等」を「肥料の生産業者等」に改め、「代理人等の住所等又は」を加え、「4条1項・2項・3項・4項」を「3条1項・2項」に改めぬ。

別表三倉庫建設現場同士の安全性の確保及び品質の改善に関する法律関係事務の項所長等専決事項の欄第一号に「20条1項・2項」を「55条1項・2項・3項」に改め、同項回欄第二号に「21条1項・2項」を「56条1項・2項・3項」に改め、同項回欄第四号に「うけよう」を「受けよう」に改めぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十五号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年香川県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(指定医の指定)

第五条 知事は、次に掲げるときは、その旨(第二号)を認め、その旨及び

び予告期間満了年月日)を告示するものとする。

- 一 法第十五条第一項の規定により医師を指定したとき。
  - 二 施行令第三条第二項の規定により医師の指定の辞退の予告があったとき。
  - 三 施行令第三条第三項の規定により医師の指定を取り消したとき。
- 第六条中「第一条の二第一項」を「第三条第一項」に改める。  
第十条中「第四条第二項」を「第九条第二項」に改める。  
第十一条の見出しを「(身体障害者手帳再交付申請書)」に改め、同条第一項中「第五条第一項」を「第十条第二項」に改め、同条第二項を削る。  
第十一条の見出しを「(身体障害者手帳を交付しない旨の通知)」に改め、同条中「身体障害者手帳却下通知書(第十一号様式)」を「第十一号様式」に改める。  
第十三条の二第三号中「第五条の八第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第四号中「第五条の九」を「第二十三条」に改め、同条第五号中「第五条の十」を「第二十四条」に改める。

第八号様式中「身体障害者手帳記載済」を削る。

第九号様式中「紛失しました」を「紛失した」、「破壊しました」を「破壊した」、「変更しました」を「変更した」、「到来しました」を「到来した」

ふりがな 氏 名	ふりがな 氏 名	ふりがな 氏 名
性別 男・女	性別 男・女	性別 男・女
生年月日	生年月日	生年月日
氏 名	氏 名	氏 名
性別 男・女	性別 男・女	性別 男・女
生年月日	生年月日	生年月日
氏 名	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名

規又は職務報酬の発行する給付証明書及び」を削る。  
第十号様式を次のように改める。

第十一号様式 削除

第十一号様式中「身体障害者手帳却下通知書」を削り、「身体障害者手帳交付については」を「身体障害者手帳の交付については」、「その申請を却下する」を「交付しない」に改め、「却下の」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第八号様式及び第九号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

## 告 示

香川県告示第五百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
仲多度郡清瀬町大字長尾508番地  
コック食品株式会社  
代表取締役 藤井 孝行
- (2) 事業場の所在地及び名称  
仲多度郡清瀬町大字長尾508番地  
コック食品株式会社清瀬工場

(3) 特定施設に関する事項

種 能 力	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設		
	力	洗米機 420kg/時 1基 米浸漬槽 500kg/時 3基 炊飯釜洗浄機 420kg(60釜)/時 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日		
	工事完成予定年月日	許可後5月		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	完成後		
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続18時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大	
		水素イオン濃度	6.5～8.5	5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	470	560
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	440	510
		浮遊物質質量 (mg/ℓ)	160	220
		窒素含有量 (mg/ℓ)	32	70
		りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	× 1基	42	57.2	
	× 3基	23.5	32	
	× 1基	27.2	37	
その他参考となるべき事項		弁当製造業の用に供するちゅう房施設と兼用する。		
種 類	弁当製造業の用に供するちゅう房施設			

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 能 力	類	ちゅう房面積 578.8m <sup>2</sup>		
	力	355 m <sup>3</sup> /日		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日		
	工事完成予定年月日	許可後5月		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	完成後		
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続18時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大	
		水素イオン濃度	6.5～8.5	5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	430	530
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	420	505
		浮遊物質質量 (mg/ℓ)	155	210
		窒素含有量 (mg/ℓ)	50	95
		りん含有量 (mg/ℓ)	7	13
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	210	255		
その他参考となるべき事項		冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設と兼用する。		
種 類	排水処理施設			
能 力	355 m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理方式	活性汚泥法			
工 期 等	工事着手予定年月日	既設		
	工事完成予定年月日	既設		
使用開始予定年月日	既設			

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

連続24時間

処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度		6.5～8.0	6.5～8.0	6.0～7.5	6.5～8.0
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		420	500	50	70
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		200	300	50	70
浮遊物質 (mg/ℓ)		150	200	70	90
窒素含有量 (mg/ℓ)		60	120	19	25
りん含有量 (mg/ℓ)		8	16	2.3	3.2
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)		20	30	5	8
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		290	355	290	355

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第1排水口		最大
		通常	最大	
水素イオン濃度		5.8～8.6		5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)			50	70
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)			50	70
浮遊物質 (mg/ℓ)			70	90
窒素含有量 (mg/ℓ)			19	25

排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	りん含有量 (mg/ℓ)		ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	
	通常	最大	通常	最大
290			5	8
355				

第2・3排水口：間接冷却水（通常30 m<sup>3</sup>/日～最大50 m<sup>3</sup>/日）  
 第4排水口：間接冷却水（通常2 m<sup>3</sup>/日～最大3 m<sup>3</sup>/日）  
 第5排水口：し尿浄化槽排水（通常1.8 m<sup>3</sup>/日～最大2 m<sup>3</sup>/日）  
 第6排水口：し尿浄化槽排水（通常3.5 m<sup>3</sup>/日～最大4 m<sup>3</sup>/日）  
 第7・8排水口：雨水専用  
 （備考） 今回の申請に伴い、既設特定施設の移設を行うとともに一部既設特定施設を廃止するため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
 平成15年9月30日から  
 平成15年10月21日まで
- (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
 溝瀧町住民課  
 香川県高松市五三三郎  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するの旨、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月三十日から同年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年九月三十日

1 道路の種類 国道（一般）

香川県知事 真鍋 武紀

二 路線名 四百三十六号  
三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
小豆郡内海町福田字田ノ切乙二六 番一地区	九・六	九・〇	一三・四	一三三	現道工事に 伴う仮設道 の設置
	一三・四	八・〇			

四 供用開始の期日 平成十五年九月三十日

公 告

香川県公告第五百七十五号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法  
第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良  
事業を行うことについて平成十五年九月十一日認可した。  
平成十五年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
沖の島地区共 同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)沖の島地区
唐櫃浜田地区 共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)唐櫃浜田地区

公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第二十号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則(平成十二年香川県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改  
正する。

第二十一条第三項第五号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第四号」  
に改める。

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第九十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第九十二条第一項の規定に基づき、平成十五  
年四月十三日執行の香川県議会議員選挙(高松市選挙区)における公職の候補者の選挙運  
動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。  
平成十五年九月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

1 選挙の種類 平成15年4月13日執行

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

香川県議会議員選挙(高松市選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
5,508,800円

3 接見書の要旨

候補者氏名	種 別	所属党派	本 共産党	出納責任者 氏 名	期 間
櫻 田 一				石 川 明 克	12月30日から第1回分 期間 6月10日まで

民営第一種河川施設の施設費算入の概況

水道用水供給事業西部系建設仮勘定	
水道用水供給事業中部系建設仮勘定	
水道用水供給事業綾川系建設仮勘定	
水道用水供給事業東部系建設仮勘定	
水道用水供給事業総括建設仮勘定	
坂出地区工業用水道事業建設仮勘定	
中讃地区工業用水道事業建設仮勘定	
五色台水道事業建設仮勘定	

建設仮勘定	水道用水供給事業西部系建設仮勘定
	水道用水供給事業中部系建設仮勘定
	水道用水供給事業綾川系建設仮勘定
	水道用水供給事業東部系建設仮勘定

収入	支出
主たる寄附	人件費
円	円
0	0
(氏名) (職業)	家屋費
(団体名)	選挙事務所費
日本共産党高松地区委員会	集合会場費
667,665	0
その他の寄附	通信費
0	31,112
その他の収入	交通費
0	0
今回計	印刷費
667,665	921,690
前回計	広告費
0	218,000
総計	食糧費
667,665	0
	宿泊費
	274,977
	0
	23,576
	1,589,355
	0
	1,589,355

報告書受理年月日 平成15年9月18日 第1回報告分

企業管理規程

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年九月三十日

香川県知事 眞鍋武紀

香川県企業管理規程第五号

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程

香川県水道局財務規程(昭和四十三年香川県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

		水道用水供給事業総括建設仮勘定
		中讃地区工業用水道事業建設仮勘定
		五色台水道事業建設仮勘定

なお、同報掲載箇所の添付写真等の様式「水資源開発公団割賦未払金」は「独立行政法人水資源機構割賦未払金」に相当する。

第三十六号様式及び第四十二号様式のうち「水資源開発公団割賦未払金」は「独立行政法人水資源機構割賦未払金」に相当する。

附 則

この規程は、平成十五年十月一日から施行する。